

福井大学生協同組合 ICカード規則

第1条(ICカードの定義)

この規則でいう大学生協のICカードとは、ICチップを搭載した携帯組合員証(以下、「組合員証」という)のことをいいます。

第2条(規則の効力)

この規則に基づいてICカードを発行された組合員をICカード組合員と呼称します。

第3条(カードの利用)

- 1 ICカード組合員は、カードに貼付されたICチップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承諾したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。
- 2 カードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとします。
- 3 ICカード組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、本条第1項にいうサービスを受けることができなくなるものとします。

第4条(ICカードの紛失・盗難)

- 1 ICカード組合員が、カードを紛失するか、盗難にあつた場合は、速やかに所属する当該生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。
- 2 カードを紛失するか盗難にあつたICカード組合員が、当該カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該カードを再利用できるものとします。
- 3 カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、ICカード組合員がこれを負担するものとします。

第5条(ICカードの再発行)

- 1 ICカード組合員は、カードの紛失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請を生協に提出し承諾を得るものとします。
- 2 ICカード組合員が、カードの再発行を受ける場合は、再発行手数料1,000円を負担するものとします。

第6条(不備の申し出)

ICカード組合員が、カードの発行または再発行を受けた場合は、ICカード組合員は、直ちにカードの記載内容を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

第7条(個人情報)

生協は、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

第8条(届出事項の変更)

- 1 ICカード組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。
- 2 ICカード組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第9条(プライバシー情報の保護)

生協は、ICカード組合員がカードを利用することによって入手した、ICカード組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

第 10 条(カードの利用停止と返却)

1 ICカード組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協が、生協の提供するサービスにおいて、当該カード組合員のカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- ①申し込み時に虚偽の申告をした場合
- ②本規則のいずれかに違反した場合
- ③カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④磁気ストライプ及びICチップに記載された内容を改ざんした場合
- ⑤その他、組合員のカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合。

2 ICカード組合員が、自らカードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

第 11 条(ICカード利用の細則)

生協がICカードに付加しICカード組合員に提供するサービスの機能を、ICカード組合員が利用する際の細則について別途ICカード利用細則に定めるものとします。

第 12 条(免責)

ICカード組合員は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第 13 条(規則の変更)

この規則の変更は、生協の理事会において行います。

第 14 条(規則の変更通知)

生協がこの規則を変更する場合は、ICカード組合員に変更事項を生協ホームページにて通知するものとします。

第 15 条(準拠法)

この規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第 16 条(合意管轄裁判所)

ICカード組合員はこの規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(付則)

施行日 2009年2月18日

改定 2009年11月20日

福井大学生協同組合 ICカード細則

第1章 この細則の目的

この細則は、別途定められたICカード規則に基づき、生協がICカードに付加しICカード組合員に提供するサービスの機能を、ICカード組合員が、利用する際の細則について定めるものとします。

第2章 プリペイド機能の利用

第1条(プリペイド利用方法)

- 1 ICカード組合員は、専用の加金機およびPOSレジスター等を用いて現金により入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとします。
- 2 ICカード組合員は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗(以下「指定店舗」という)及びICカード対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。

第2条(プリペイド利用の限度額・手数料等)

- 1 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これをICカード組合員に通知するものとします。
- 2 ICカード組合員のプリペイド利用手数料は無料とします。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第3条(プリペイド利用できない場合)

ICカード組合員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合
- ②指定店舗が、カードで利用できない商品及びサービスを指定している場合
- ③臨時販売所等で、POSレジスター等の店舗端末が設置できない場所の場合

第4条(プリペイドの紛失・盗難、汚損等)

- 1 カードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ICカード組合員は「ICカード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 ICカード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「ICカード規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。
- 3 前項においてICカード組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該カードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記載するものとします。

第5条(返金・返品)の禁止)

- 1 プリペイド未使用残額の返金は、カード組合員の脱退等の事由により、カード組合員がカードの使用を停止し、生協所定の手続きによってカードを生協に提示した場合を除き行わないものとします。
- 2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとします。

第3章 ポイント機能の利用

第1条(ポイント利用方法)

- 1 ICカード組合員は生協所定のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準でポイント券として発券されます。
- 2 ICカード組合員は、このポイント券を金券もしくは応募券として指定店舗で利用することができます。

第2条(ポイントが蓄積できない場合)

- 1 ICカード組合員は、カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の事故、POSレジスター等の店舗端末が設置できない臨時販売所、停電等によりカードを利用することができない場合に、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。この場合はポイントが蓄積できないこともあらかじめ了承するものとします。
- 2 理事会で定めた支払い方法によらない利用の場合は、ポイントが蓄積できないこともあらかじめ了承するものとします。

第3条(ポイントの紛失・汚損等)

- 1 カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ICカード組合員は規則第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 ICカード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、規則第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には、Tuoカードのクレジットカード利用規則違反による回収、機械トラブルを含みます。
- 3 前2項においてICカード組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該カードにポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記載するものとします。

第4条(換金の禁止)

生協が、ICカード組合員に、第1条によって発行されたポイント券を金券として利用せしめる際のポイント券を現金と換金することは、行わないものとします。

第4章ミールカード機能の利用

第1条(ミールカード機能の利用方法)

- 1 ICカード組合員は、生協が指定した額の現金を添え、もしくは生協が指定する金融機関口座への振込みをもって申請することにより、ICカードによるミールカード機能を利用できるものとします。
- 2 前項ミールカード機能を利用できるICカード組合員(以下「ミールカード組合員」という)は、生協が指定した期間および指定した1日あたりの限度額の範囲内で、生協の指定する食堂等の店舗(以下「指定食堂等」という)及びICカード対応機器で、ミールカード機能による食事等を利用することができます。

第2条(ミールカード機能利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等)

- 1 生協は、ミールカード機能利用の期間、1日あたりの利用限度額及び使用時間制約を設ける場合はその時間と金額、ミールカード機能で利用できる食事等商品の範囲を定め、これをミールカード組合員に通知するものとします。
- 2 ミールカード機能は組合員証に記載された名義人のみが利用できるものとし、他人の分の購入や他人への貸与等は出来ないものとします。ミールカード組合員は、これに反した場合は、生協が利用停止措置等を講じることができることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 ミールカード機能申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第3条(ミールカード機能が利用できない場合)

ミールカード組合員は、下記の場合にはミールカード機能が利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外の場合
- ② 第2条1項による生協が定めた食事等商品以外の商品の購入及びサービスの利用の場合
- ③ 第2条2項に該当する禁止行為があり、生協が利用停止措置等をとった場合
- ④ 生協が定める1日あたりの利用限度額を超えた場合
- ⑤ 生協が定める利用期間を超えた場合
- ⑥ 組合員証の紛失・汚損後も再発行申請を行っていない場合
- ⑦ 停電・故障等、やむをえない事情により、端末機等が利用できない場合
- ⑧ 本組合から脱退し、本組合の利用が出来なくなった場合

第4条(ミールカード機能付き組合員証の紛失・汚損等)

- 1 ICカード組合員がミールカード機能付き組合員証を紛失、または盗難にあった場合「ICカード規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。
- 2 カードの汚損等により、ミールカード機能の読み取りが出来なくなった場合、または記載内容変更により再発行を受ける場合は、ICカード組合員は「ICカード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 3 前2項の場合において、ICカード組合員がミールカード機能申込者であり、当該ミールカード機能が利用期間内である場合、生協は再発行されたICカード組合員証にミールカード機能を設定するものとします。
- 4 1項および2項の届出を行った場合に生じる損失についてはICカード組合員が負担するものとします。

第5条(ミールカード機能の利用停止と返却)

ミールカード組合員は次のいずれかに該当した場合、生協がミールカード機能の利用停止・喪失させる場合があることを承諾するものとします。

- ① 申し込みや届出変更時に、故意に虚偽の申告を行った場合
- ② 「ICカード規則」・「ICカード利用細則」に違反した場合
- ③ カード面上の記載された内容を改ざんした場合

第6条(返品・返金の禁止)

ミールカード機能で購入した食事等の商品についての返品・返金は、レジの操作ミスなど生協の過失による場合以外は受け付けられないものとします。

第7条(ミールカード機能の解約等)

- 1 ミールカード組合員が、ミールカード機能利用期間中において、中途退学、休学、留学、および疾病等による長期入院などの事由により、1ヶ月を超える長期にわたり大学等に通学できなくなった場合において、生協はミールカード組合員からの生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード機能購入額からすでに利用した金額を差し引いた残額を返金することとします。
- 2 前項以外の事由による中途解約の場合、前項の返金額から違約金として月割りで算出した3ヶ月分の金額を差し引いた金額を返金するものとします。ただし返金額が月割りで算出した3か月分に満たない場合返金はありません。またこの場合はICカード組合員が事前に親権者の「解約の了承」を得ることを条件とします。

第5章その他

第1条(組合員証の紛失・盗難等)

- 1 ICカード組合員が組合員証の紛失・盗難・汚損その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を受ける場合は、「ICカード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 ICカード組合員が組合員証を紛失し、または盗難にあった場合は、「ICカード規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。

第2条(届出事項の変更)

- 1 ICカード組合員は申し込み時に届出した個人情報に変更が生じた場合は、生協に対し所定の届出を遅滞無く行うものとします。
- 2 前項の届出を行った場合に生じる一切の損害はICカード組合員が負担するものとします。

(付則)

施行日 2009年2月18日

改定 2009年11月20日